

改 正 後	現 行																																										
J Aバンク茨城優遇プログラム(J A茨城旭村版) 規定	J Aバンク茨城優遇プログラム(追加) 規定																																										
1 内 容	1 内 容																																										
「J Aバンク茨城優遇プログラム(J A茨城旭村版)」(以下「当サービス」といいます。)は、茨城旭村農業協同組合(以下「当組合」といいます。)所定の基準によりお客様の取引内容を得点に換算し、合計得点に応じて3段階(以下「ステージ」といいます。)を設定し、ステージに応じて金利・手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。	「J Aバンク茨城優遇プログラム(追加)」(以下「当サービス」といいます。)は、茨城旭村農業協同組合(以下「当組合」といいます。)所定の基準によりお客様の取引内容を得点に換算し、合計得点に応じて3段階(以下「ステージ」といいます。)を設定し、ステージに応じて金利・手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。																																										
2～3 (省略)	同左																																										
4 得点・ステージ	4 得点・ステージ																																										
(1)～(2) (省略)	同左																																										
(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。	(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。																																										
ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。	ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。																																										
<table><tr><th>得点対象取引</th><th>取引内容</th><th>得点</th></tr><tr><td>給与振込</td><td>一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、月間取引金額が5万円以上であること。</td><td>30</td></tr><tr><td>年金自動受取</td><td>一定期間内に公的年金(農林年金・農業者年金・国民年金等)として発信された振込を受け取られていること。</td><td>30</td></tr><tr><td>販売代金自動受取</td><td>販売代金(米・農産物代金等)として発信された5万円以上の振込を受け取られていること。</td><td>30</td></tr><tr><td>公共料金自動支払</td><td>一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を口座振替にて自動支払されていること(1項目毎に5点ずつ付与します)。</td><td>5～25 (上限25)</td></tr><tr><td>J Aカード利用</td><td>一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。</td><td>30</td></tr><tr><td>J Aネットバンク(個人I B)</td><td>判定基準月にJ Aネットバンク(個人I B)をご契約いただいていること。</td><td>10</td></tr></table>	得点対象取引	取引内容	得点	給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、月間取引金額が5万円以上であること。	30	年金自動受取	一定期間内に公的年金(農林年金・農業者年金・国民年金等)として発信された振込を受け取られていること。	30	販売代金自動受取	販売代金(米・農産物代金等)として発信された5万円以上の振込を受け取られていること。	30	公共料金自動支払	一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を口座振替にて自動支払されていること(1項目毎に5点ずつ付与します)。	5～25 (上限25)	J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。	30	J Aネットバンク(個人I B)	判定基準月にJ Aネットバンク(個人I B)をご契約いただいていること。	10	<table><tr><th>得点対象取引</th><th>取引内容</th><th>得点</th></tr><tr><td>給与振込</td><td>一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、月間取引金額が5万円以上であること。</td><td>30</td></tr><tr><td>年金自動受取</td><td>一定期間内に公的年金(農林年金・農業者年金・国民年金等)として発信された振込を受け取られていること。</td><td>30</td></tr><tr><td>販売代金自動受取</td><td>販売代金(米・農産物代金等)として発信された5万円以上の振込を受け取られていること。</td><td>30</td></tr><tr><td>公共料金自動支払</td><td>一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を口座振替にて自動支払されていること(1項目毎に5点ずつ付与します)。</td><td>5～25 (上限25)</td></tr><tr><td>J Aカード利用</td><td>一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。</td><td>30</td></tr><tr><td>J Aネットバンク(個人I B)</td><td>判定基準月にJ Aネットバンク(個人I B)をご契約いただいていること。</td><td>10</td></tr></table>	得点対象取引	取引内容	得点	給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、月間取引金額が5万円以上であること。	30	年金自動受取	一定期間内に公的年金(農林年金・農業者年金・国民年金等)として発信された振込を受け取られていること。	30	販売代金自動受取	販売代金(米・農産物代金等)として発信された5万円以上の振込を受け取られていること。	30	公共料金自動支払	一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を口座振替にて自動支払されていること(1項目毎に5点ずつ付与します)。	5～25 (上限25)	J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。	30	J Aネットバンク(個人I B)	判定基準月にJ Aネットバンク(個人I B)をご契約いただいていること。	10
得点対象取引	取引内容	得点																																									
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、月間取引金額が5万円以上であること。	30																																									
年金自動受取	一定期間内に公的年金(農林年金・農業者年金・国民年金等)として発信された振込を受け取られていること。	30																																									
販売代金自動受取	販売代金(米・農産物代金等)として発信された5万円以上の振込を受け取られていること。	30																																									
公共料金自動支払	一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を口座振替にて自動支払されていること(1項目毎に5点ずつ付与します)。	5～25 (上限25)																																									
J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。	30																																									
J Aネットバンク(個人I B)	判定基準月にJ Aネットバンク(個人I B)をご契約いただいていること。	10																																									
得点対象取引	取引内容	得点																																									
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、月間取引金額が5万円以上であること。	30																																									
年金自動受取	一定期間内に公的年金(農林年金・農業者年金・国民年金等)として発信された振込を受け取られていること。	30																																									
販売代金自動受取	販売代金(米・農産物代金等)として発信された5万円以上の振込を受け取られていること。	30																																									
公共料金自動支払	一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を口座振替にて自動支払されていること(1項目毎に5点ずつ付与します)。	5～25 (上限25)																																									
J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。	30																																									
J Aネットバンク(個人I B)	判定基準月にJ Aネットバンク(個人I B)をご契約いただいていること。	10																																									

改 正 後				現 行			
通帳レス口座 (1 口座以上)	月末時点で通帳レス対象口座のうち、当座性貯金口座を含んで 1 口座以上が通帳レスとなっていること。	10		通帳レス口座 (1 口座以上)	月末時点で通帳レス対象口座のうち、当座性貯金口座を含んで 1 口座以上が通帳レスとなっていること。	10	
正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	20		正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	20	
<u>正組合員家族</u>	<u>月末時点で当組合の正組合員の同居家族であること。</u>	<u>20</u>		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	
<u>准組合員資格 (削除)</u>	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。 <u>(削除)</u>	20		<u>准組合員資格・ 正組合員家族</u>	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。 <u>または当組合の正組合員の同居家族であること。</u>	20	
貯金残高	当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高 10 万円以上お持ちであること（10 万円毎に 1 点ずつ付与します）。	1～50 (上限 50)		貯金残高	当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高 10 万円以上お持ちであること（10 万円毎に 1 点ずつ付与します）。	1～50 (上限 50)	
<u>借入金</u> 残高 500 万円以上	当組合所定の <u>借入金</u> （住宅、カード、マイカー、教育、リフォーム、多目的、フリーローン、 <u>農業資金、事業資金</u> 等）を月末時点で合計 500 万円以上利用されていること。	40		<u>ローン</u> 残高 500 万円以上	当組合所定の <u>ローン</u> （住宅、カード、マイカー、教育、リフォーム、多目的、フリーローン <u>(追加)</u> 等）を月末時点で合計 500 万円以上利用されていること。	40	
<u>借入金</u> 残高 500 万円未満	当組合所定の <u>借入金</u> （住宅、カード、マイカー、教育、リフォーム、多目的、フリーローン、 <u>農業資金、事業資金</u> 等）を月末時点で合計 500 万円未満利用されていること。	30		<u>ローン</u> 残高 500 万円未満	当組合所定の <u>ローン</u> （住宅、カード、マイカー、教育、リフォーム、多目的、フリーローン <u>(追加)</u> 等）を月末時点で合計 500 万円未満利用されていること。	30	
(4) ～ (5) (省略)				同左			
5 ～ 6 (省略)				同左			
7 変更・終了				7 変更・終了			
(1) (省略)				同左			
(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。				(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。			
①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合				①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合			
②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合				②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合			
③すでに利用されている <u>借入金</u> を延滞されている場合				③すでに利用されている <u>ローン</u> を延滞されている場合			
④契約者本人が亡くなった場合				④契約者本人が亡くなった場合			
⑤得点対象取引の有無、残高等が、当組合の責によらず確認できなかった場合				⑤得点対象取引の有無、残高等が、当組合の責によらず確認できなかった場合			
⑥金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合				⑥金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合			
⑦その他当組合が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合				⑦その他当組合が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合			

改正後	現行
8 (省略) <u>令和6年8月1日現在</u>	同左 <u>令和5年2月1日現在</u>